



道路除排雪作業に
ご理解とご協力をお願いします!!

- ▶ 路上駐車をしないでください。
- ▶ 道路に雪を出さないでください。
- ▶ 路上に障害物を置かないでください。
- ▶ 作業中は除雪車に近寄らないでください。
- ▶ 降雪状況により除雪時間が変わる事があります。
- ▶ 暴風雪や大雪のときは、不要不急の外出を控えてください。



北海道開発局 * 北海道 * 北海道警察 * 秩父別町

◆お問い合わせ 役場建設課建設グループ 33-2111 (内線94)

屋根雪の除雪費用を助成します

高齢者世帯等が居住している家屋を対象に、屋根の雪下ろし費用を助成します。(納屋や車庫、空き家は対象外です)

■ 対象者

秩父別町に住民票があり、次のいずれかに該当する世帯。(生活保護世帯を除く)

- ・ 65歳以上の一人暮らし世帯、高齢者世帯
 - ・ 身体障害者手帳(1級または2級)を持つ方の収入により生活を維持している世帯等
- ※親族が行う場合は対象になりません。

■ 助成額

- ・ 支払った額(消費税を含む)の2分の1
【上限5千円】(1回の作業に対して)
- ・ 1シーズンで同一家屋に対し2回まで助成可。
- ・ 雪下ろし後の雪の始末は助成対象になりません。



■ 申請方法

役場にある申請書に、作業前後の写真・領収書の写しを添付して申請してください。

■ その他

屋根雪除雪の作業を受託することができるのは、事業者(建設業協会等)とします。個人に委託する場合は、作業者の氏名等を秩父別町に事前登録する必要があります。

◆お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話33-2111 (内線46)





水道凍結にご注意ください。

寒さが厳しくなる12月から3月にかけて、水道管の凍結事故が起きやすくなります。気温がマイナス4℃以下の日や水道凍結注意報が出たとき、水道を長期間使用しないときは必ず水抜きをするように心がけてください。

水道管が凍結すると、水が出なくなるのはもちろんのこと、解氷工事や水道管が破裂した場合の修理費は自己負担となりますので、ご注意ください。(公営住宅に入居されている方でも、水抜きをせずに凍結した場合は自己負担となります。)

また、ポイラーや湯沸し器などの凍結は故障の原因となる事及び集合住宅などで水道管が破裂した場合は、流れ出た水により下の階の入居者に損害を与えるおそれがありますのでご注意ください。

もしも凍ってしまった場合は・・・

- ★凍結した水道管に、タオルか雑巾を巻きつけて、ゆっくりとぬるま湯をかける。
(熱湯をかけると、水道管が破裂したりヒビ割れしたりすることがありますので、ご注意ください。)
- ★ストーブを利用し、部屋全体を暖かくする。
- ★それでも溶けない場合は、「水道工事業者」に解氷を依頼してください。

◆お問い合わせ 役場建設課建設グループ 33-2111 (内線94)

暖房用灯油代の一部を助成します！

灯油価格の高騰に伴い、高齢者世帯等の皆さんの生活に大きな影響を与えていることから、町では今年度、暖房用灯油代の一部を助成します。

<支給額>

1世帯 10,000円

<対象>

秩父別町に住所を有し、現に居住している者でかつ町民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する者。(生活保護世帯を除く。)

- 1 世帯主が70歳以上、同居の親族が65歳以上の世帯
- 2 70歳以上の独居世帯
- 3 身体障害者手帳1級または2級に該当し、その方の収入により生計が維持されている世帯
- 4 義務教育期間終了前の子を養育する母子(父子)世帯

※同一住所において住民票上、複数の世帯が存在する場合は1つの世帯とみなします。
また、施設入所、長期間入院中の方は対象となりません。

対象になる可能性がある方には、町から申請書を12月中に送付します。対象になると思われるが、申請書が届かない場合は担当までお問い合わせください。

◆お問い合わせ 役場住民課住民福祉グループ 電話33-2111 (内線46)

